

【趣旨】

Q：本制度の対象としている「地方自治法第238条の4第7項（目的外使用許可）の規定に適合するもの」とはどのようなものか。

A：全ての行政財産は、設置目的又は用途を定めており、その範囲を超えて使用することができません。しかし、その目的及び用途と妨げない範囲において、市の許可を得て使用することができ、このことを行政財産の目的外使用許可と言います

【例】（目的内利用）公民館施設内の会議室を使用した、会議使用

（目的外利用）公民館施設内の会議室を事務所として長期使用

【対象外となる提案】

Q：対象外となる事業にある、本制度に適さないと認められる提案とはどのような提案か

A：以下のような本制度とは異なる制度にて、目的外使用許可を得られる提案を想定しています。

- ・庁舎の空きスペースを活用した短期間のカフェの営業→庁舎等使用許可申請
- ・公共施設等敷地内での短期間のキッチンカー等による営業→普通財産貸付申請
- ・空きスペースを短期間、目的外で使用する場合→普通財産貸付申請

その他、提案によってはすでに別の制度にて検討を進めている場合がございますので、まずはお相談下さい。

【申込条件】

Q：1つの団体で複数提案をしてよいか。

A：1つの団体で複数の提案が可能です。

【事前相談】

Q：事前相談において具体的な提案概要を提示しなければいけないのか

A：アイデア段階でもまずはお相談いただけたらと思います。

応募の段階では具体的な提案が必要となります。

【提案の審査】

Q：審査におけるプレゼンテーションはオンラインで行うことは可能か

A：対面式にてプレゼンテーションをしていただくことを想定していますが、提案者の御都合等に応じてオンラインでの対応もいたします。

【詳細協議及び契約締結等】

Q：採用と審査された提案が事業化されるのではないのか

A：審査で、事業効果等の評価項目により採用・不採用を決定しますが、事業化が約束され

るものではありません。採用後は事業化に向けて市と協議し、協議が調った場合は契約締結など事業化に向けた手続きに進みます。

Q：新たな財政負担とは、

A：提案の内容により、市の財政出が伴うことや市職員の労務負担（人件費）が著しく大きくなることを想定しています。